

富山県DV対策基本計画（第5次）検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第31号）

第2条の3第1項に基づく「富山県DV対策基本計画（第4次）」（計画期間：令和3年度～7年度）の計画期間が終了することから、第5次計画へ改定するため、その検討を目的とする富山県DV対策基本計画（第5次）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 富山県DV対策基本計画の検討に関すること。
- (2) 施策の取組状況の確認及び点検に関すること。
- (3) 関係機関相互の連絡調整に関すること。

（構成）

第3条 委員は、DV防止対策及び支援策に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、前条に規定する所掌事務が完了していない場合は、任期を延長することができる。
- 3 委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会の座長は、委員の互選により定める。

（委員会）

第4条 委員会は、知事が招集し、座長が議長となる。

- 2 知事は、必要に応じ、構成員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務局）

第5条 委員会の庶務は、富山県厚生部こども家庭室こども未来課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。